

公益財団法人愛媛県消防協会特定個人情報等取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「消防協会」という。）が定める「公益財団法人愛媛県消防協会個人情報保護に関する基本方針」及び行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、協会の特定個人情報等の適正な取扱いに関して消防協会（公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第42条に規定する東予・中予・南予支部を含む。）の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより特定個人情報等を適切に保護、管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。

(3) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のも

のを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(5) 個人情報ファイル

「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条に規定する個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(6) 特定個人情報ファイル

「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(7) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(8) 役職員等

「役職員等」とは、消防協会に所属する（定款第42条に規定する東予・中予・南予支部を含む。）すべての理事、監事、評議員、就業規則第3条に規定する職員及び嘱託又は臨時的に雇用された職員をいう。

(9) 事務取扱担当者

「事務取扱担当者」とは、消防協会内において、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委任を受けた者をいう。

(10) 事務取扱責任者

「事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう。

(11) 管理区域

「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

(12) 取扱区域

「取扱区域」とは、特定個人情報等を取扱う事務を実施する区域をいう。

(消防協会が個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 消防協会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 役職員等（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務
 - ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・雇用保険各種届出事務
 - ・労働災害補償保険法に基づく請求事務に関する事務
 - ・健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ・財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務
 - ・国民年金の三号被保険者の資格取得届出等の届出事務
 - ・報酬・料金・契約金及び賞金等の支払調書作成等税務関係事務
 - ・その他上記に付随する手続事務
- (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号事務
 - ・報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ・配当・剰余金等の分配及び基金利息の支払い調書作成事務
 - ・不動産の使用料等支払調書作成事務

（消防協会が取り扱う特定個人情報等の範囲）

第4条 消防協会が、前条に掲げる事務において使用する特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- (3) 消防協会が税務署等の行政機関に提出するために作成した法定調書等及びこれらの控え
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

（組織体制）

第5条 事務局長を事務取扱責任者とする。

2 事務局において第3条に掲げる事務を行う責任部署とし、会計事務を担当す

る職員を事務取扱担当者とする。

3 事務取扱責任者は、法令遵守の観点から事務取扱担当者に対して指導、助言を行う。

4 事務取扱担当者の変更となる場合、会長は新たに事務取扱担当者となる者を任命する。この場合において、事務局長は、前任者が後任者となる者に対して特定個人情報等に係る業務の引継ぎを確実に行わせるものとする。

(事務取扱責任者の責務)

第6条 事務取扱責任者は、番号法その他関係法令及び本規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策等の措置を講じなければならない。

2 事務取扱責任者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(事務取扱担当者の責務)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する際、番号法その他関係法令及び本規則並びに事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行わなければならない。

(特定個人情報等の運用状況記録)

第8条 特定個人情報等の運用状況を確認するため、事務取扱担当者は特定個人情報等の運用状況を記録するものとする。

(特定個人情報ファイル取扱状況の記録)

第9条 統計個人情報ファイルの取扱状況を確認するため事務取扱担当者は特定個人情報ファイルの取扱状況を記録するものとする。

(情報漏えい等の事案への対応体制)

第10条 事務取扱責任者は、情報漏えい等事案が発生したと判断したときは、その旨及び調査結果を会長及び業務執行理事に報告し、情報漏えい等の影響を受ける可能性のある本人に事実関係の連絡を速やかに行うとともに、関係機関に対して必要な報告を行うものとする。

2 事務取扱責任者は、情報漏えい等事案についてその原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じなければならない。

3 事務取扱責任者は、必要に応じて、情報漏えい等事案についてその事実関係

及び再発防止策等を公表するものとする。

(苦情への対応)

第11条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情があったときは、その旨を事務取扱責任者に報告し、事務取扱責任者はこれに適切に対応しなければならない。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

第12条 事務取扱責任者は、年1回又は臨時に第8条に規定する特定個人情報等の運用状況の記録第9条に規定する統計個人情報ファイルの取扱状況の記録を確認するものとする。

- 2 監事は、消防協会における番号法その他関係法令及び本規則の遵守状況について監査するものとする。
- 3 事務取扱責任者は、前2項の結果に基づき、必要に応じて安全管理措置の見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第13条 消防協会における第3条に掲げる事務を処理するうえで作成した個人番号を記載した書類及び特定個人情報ファイルを管理する管理区域は、これを管理するキャビネット等のある区域とし、キャビネット等の施錠による安全管理措置を講じるものとする。

- 2 消防協会における特定個人情報等を取り扱う事務を実施する取扱区域は、特定個人情報等を取り扱う機器等のある区域及び事務取扱担当者の机周辺とし、セキュリティワイヤー等による機器等の固定及び他の区域との分離による安全管理措置を講じるものとする。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等防止)

第14条 消防協会が保有する特定個人情報等を持出し（特定個人情報等を管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいう。）を行う場合は、封緘、目隠しシールの貼付等（特定個人情報等を取り扱う機器等にあってはパスワードによる保護等）に加え、郵便により発送する場合にあっては、簡易書留等追跡可能な移送手段の利用等の安全管理措置を講じるものとする。

(廃棄・削除段階における物理的安全管理措置)

第15条 特定個人情報等の廃棄又は削除は、シュレッダー等による裁断、焼却、溶解、専用データ削除ソフトウェアの利用、物理的な破壊等の容易に復元できない手段を用いて行わなければならない。

2 事務取扱担当者は、前項の規定により破棄又は削除を記録するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御、情報漏えいの防止)

第16条 特定個人情報等を取り扱う機器等は、次の安全管理措置を講じなければならない。

- (1) 会計事務を担当する事務取扱担当者に限定したアクセス権の付与及びアクセス履歴の記録
- (2) ファイアウォールの設置及びセキュリティ対策ソフトウェアのインストール
- (3) 外部ネットワークとの遮断及びUSBメモリー等の使用禁止（特に必要がある場合を除く。）

第3章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報等の適正な取得)

第17条 特定個人情報等の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報等の利用目的)

第18条 消防協会が役職員等から取得する特定個人情報等の利用目的は第3条に掲げる事務の範囲内とする。

(利用目的の通知等)

第19条 消防協会が特定個人情報等を取得しようとする場合は、本人に対してその利用目的を通知（様式第1号個人番号利用目的通知書）しなければならない。

(個人番号の提供を求める時期)

第20条 消防協会は、第3条に掲げる事務が発生したときに個人番号の提供を求めるものとする。ただし、あらかじめ当該事務の発生が予想される個人に対しては、契約等の締結時等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第21条 消防協会は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の収集制限)

第22条 消防協会は第3条に掲げる事務の範囲を超えて、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(個人番号の提供及び真正性の確認)

第23条 消防協会は、第21条の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供を受けた個人番号がその者に係るものであることを証する書類の提示を求め、その真正性を確認しなければならない。

2 個人番号の提供は、USBメモリー等の電子媒体による提供、又はインターネット等の利用による提供を受けてはならず、書面により受けなければならないものとする。

(取得段階における完全管理措置)

第24条 特定個人情報等の取得段階における安全管理措置は、第2章(安全管理措置)に準じるものとする。

第4章 特定個人情報等の利用

(個人番号の利用制限)

第25条 消防協会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除き、第19条の規定により本人に対して通知した利用目的を超えて個人番号を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成制限)

第26条 消防協会は、第3条に規定する事務を実施するために必要な範囲に限り、特定個人情報ファイルを作成することができるものとする。

(利用段階における完全管理措置)

第27条 特定個人情報等の利用段階における安全管理措置は第2章（安全管理措置）に準じるものとする。

第5章 特定個人情報等の保管

(特定個人情報等の正確性の確保)

第28条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を第18条に規定する利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報等の保管制限)

第29条 消防協会は、第3条に掲げる事務の範囲を超えて、特定個人情報等を保管してはならない。

2 消防協会は、第3条に掲げる事務を処理するうえで作成した個人番号を記載した書類を法定保存期間（保存期間が法定されていないものにあつては類似の書類に係る法定保存期間に準じた期間。以下同じ。）を経過するまでの間は、以下に掲げる書類データを保管することができる。

- (1) 源泉徴収票及び支払調書等を作成するために、消防協会が受領した個人番号が記載された申告書類及び身元確認書類及び通知カード、身元確認書類等
- (2) 源泉徴収票及び支払調書を作成するためのシステム内の情報
- (3) 行政機関等に提出した源泉徴収票及び支払調書等の控え

3 消防協会は、第23条により提供を受けた個人番号が記載された書面を第3条に掲げる事務の処理に必要ななくなる」までの間保管することができる。

(保管段階における安全管理措置)

第30条 特定個人情報等の保管段階における安全管理措置は第2章（安全管理措置）に準じるものとする。

第6章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供制限)

第31条 消防協会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。

(提供段階における安全管理措置)

第32条 特定個人情報等の提供段階における安全管理措置は第2章(安全管理措置)に準じるものとする。

第7章 特定個人情報の破棄・削除

(特定個人情報等の破棄・削除)

第33条 消防協会は、第29条第2項及び第3項の規定により保管することとした期間を経過した場合には、特段の理由がない限り、特定個人情報を速やかに破棄又は削除しなければならない。

(廃棄・削除段階における安全管理措置)

第34条 特定個人情報等の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)の第15条(廃棄・削除段階における物理的措置)に準じるものとする。

第8章 特定個人情報の委託の取り扱い

(委託先における安全管理措置)

第35条 消防協会は、第3条に掲げる事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法、ガイドライン及びこの規定に基づき消防協会が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。次項により再委託する場合も同様とする。

2 委託先は、消防協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することができる。

第9章 その他

(変更後の個人番号の届出)

第36条 役員等は、個人番号が漏えいした等の理由により、本人又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく、消防協会に届

け出なければならない。

(補則)

第37条 この規則に定めるもののほか、消防協会における特定個人情報等の取扱いに必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本規則は、平成28年 2月22日から施行する。

(様式第1号個人番号利用目的通知書)

平成 年 月 日

公益財団法人愛媛県消防協会役職員等

氏名○○○

殿

公益財団法人愛媛県消防協会

会長 ○○○○○

個人番号利用目的通知書

当消防協会は、貴殿および貴殿の扶養家族の個人番号（行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）を下記の目的で利用します。

記

- 1 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- 2 雇用保険届出事務
- 3 健康保険・厚生年金保険届出事務
- 4 労働災害補償保険法に基づく請求事務に関する事務
- 5 財産形成住宅貯蓄・財産年金貯蓄に関する申告書届出書及び申込書作成事務
- 6 国民年金の第三号被保険者の届出に関する事務
- 7 報酬・料金・契約金及び賞金等の支払い調書作成等税務関係事務
- 8 その他上記に付随する手続事務

委 任 状

私は、私の配偶者であり、貴消防協会の職員である〇〇〇〇〇〇〇〇に対して、
国民年金の第三号被保険者の届出事務に関して、貴消防協会に個人番号（行政手
続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番
号をいう。）を提供する権限を付与します。

平成 年 月 日

職員の配偶者等 氏 名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩